



発行 東京都

目次

59

告示

- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託……………
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 東京ウイメンズプラザの使用料の徴収委託……………
- ……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）…
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移
- 転資金貸付金償還金の収納委託……………
- ……………（都市整備局市街地整備部管理課）…
- 東京都立北療育医療センターを利用する者から徴
- 収する使用料及び手数料の徴収事務……………
- （福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 東京都立多摩療育園を利用する者から徴収する使
- 用料及び手数料の徴収事務……………（同）…
- 東京都南部労政会館使用料の徴収委託……………
- ……………（産業労働局労働相談情報センター事業普及課）…
- 東京都八王子労政会館使用料の徴収委託……………（同）…
- 東京都国分寺労政会館使用料の徴収委託……………（同）…
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移
- 転資金貸付金償還金の収納委託……………
- ……………（建設局用地部管理課）…
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収委託（二件）……………
- ……………（建設局公園緑地部公園課）…

告示

○都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用料の徴収委託……………（同）…

●東京都告示第五百七十三号

東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十五号）第六条に規定する個室利用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社アイデント

(二) 所在地 狛江市猪方四丁目一番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七十四号

東京ウイメンズプラザ条例（平成七年東京都条例第二十五号）第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社ELS
(二) 所在地 墨田区墨田四丁目三十四番一号

二 委託期間

●東京都告示第五百七十五号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例（昭和四十八年東京都条例第四十五号）に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七十六号

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館
千代田区神田駿河台二丁目九番地 まで

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日 まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日
に関する法律(昭
和二十三年法律第
百七十八号)に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同
月三十一日まで、
一月二日及び同
月三十一日まで、
午前八時三十分
から午後五時三十分
(土曜日にあって
は、午後零時四十
五分)まで

二 城南分園に係る事務

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日 まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日
に関する法律に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同
月三十一日まで、
午前八時三十分
から午後五時三十分
(土曜日にあって
は、午後零時十五
分)まで

三 城北分園に係る事務

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日 まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日
に関する法律に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同
月三十一日まで、
午前八時四十五分
から午後五時四十
五分まで(土曜日
にあっては、午前
八時三十分から午
後零時三十分ま
で)

●東京都告示第五百七十七号

東京都立多摩療育園条例(昭和三十七年東京都条例第三十二号)第一条に規定する東京都立多摩療育園を利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日 まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日
に関する法律(昭
和二十三年法律第

●東京都告示第五百七十八号

東京都労働会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第八条第一項に規定する使用者から徴収する労働会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社スペースイ

(二) 所在地 文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日 まで

三 委託施設

東京都南部労働会館

●東京都告示第五百七十九号

百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三十一日まで、午前八時四十五分から午後五時四十分(土曜日にあっては、午後零時三十分)まで

東京都労働政務会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労働政務会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社スペースアイ

(二) 所在地 文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都八王子労働政務会館

●東京都告示第五百八十号

東京都労働政務会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労働政務会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 フィット協同組合

(二) 所在地 新宿区百人町一丁目二十二番二十六号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都国分寺労働政務会館

●東京都告示第五百八十一号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例（昭和四十八年東京都条例第四十五号）に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八号第一

項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社E.L.S

(二) 所在地 墨田区墨田四丁目三十四番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野外ステージ

●東京都告示第五百八十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッセイファシリテイ株式会社

(二) 所在地 杉並区上高井戸一丁目二十五番十七号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

井の頭恩賜公園の野球場及びテニスコート

●東京都告示第五百八十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占

用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための
 臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務
 については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六
 号）第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託
 したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社E L S

(二) 所在地 墨田区墨田四丁目三十四番一号

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三
 月三十一日まで

三 委託施設 上野恩賜公園

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

